

第25号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公園及び緑地を新たに設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芦屋市都市公園の名称及び位置の表翠ヶ丘南緑地の項の次に

翠ヶ丘東緑地	〃	翠ヶ丘町77番2
--------	---	----------

を、同表岩園第2 児童遊園の項の次に

岩園第3 児童遊園	〃	岩園町8番13
-----------	---	---------

を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公園及び緑地を新たに設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

次の公園及び緑地を設ける。(別表第1関係)

名 称	位 置
翠ヶ丘東緑地	芦屋市翠ヶ丘町77番2
岩園第3児童遊園	芦屋市岩園町8番13

3 施行期日

平成27年4月1日